



もしもの時に

備えて

町では、令和7年度市町村交通災害共催の加入申し込みを受け付けています。

これは皆さんが掛け金を出し合い、交通事故による死亡、けがの際に災害見舞金が支給される制度です。

年齢に関係なく、どなたでも加入できますので、ぜひ加入ください。

# 交通災害共済

## みんなの助け合い

### ○ 加入条件

令和7年4月1日現在で長島町に住民票があるかた

※学生や出稼ぎなどで、一時的に転出しているかたも加入できます。

### ○ 災害見舞金給付対象者

国内で自動車や自転車、バイク、電車、船舶などの交通事故に遭い、身体に傷害を受け、医療機関で治療を受けたかた

### ○ 加入申し込み

加入申込書と掛け金を役場総務課または指江支所総合管理課へ直接持参してください。

### ○ 掛け金

加入者1人に付き 500 円 (年額) ※途中加入者も同額

### ○ 申し込み期限 3月25日(火)

### ○ 共済期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※途中加入者は、申込書を受理した日の翌日から令和8年3月31日まで

問い合わせ先  
役場総務課危機管理係  
☎ (88) 1111 [直通]